資料3

協働・連携のあり方検討委員会と川崎市の施策との関係

協働・連携のあり方検討委員会

委員会の検討事項（論点）
（※各項目はイメージ）

協働・連携の対象・定義
・主体別の協働・連携の整理
・川崎市の実態に即した協働・連携のあり方
・協働・連携に向けた地域資源の活用
・協働型事業のルールの検証・見直し

場
・こども文化センター、いこいの家等の既存施設の有効活用
・空き家などの地域資源としての利活用

ソーシャルビジネス
・新しい働き方、社会貢献の仕組みとしてのソーシャルビジネスの役割

人材
・地域人材と活動団体の人材マッチング
・社会貢献意欲ある若い人の活動の受け皿づくり（SBと共通）
・シニア世代を中心とした地域貢献の場づくり（（SBと共通）

行政の役割
・市役所と区役所の相互連携・情報共有
・公共調達等における社会的事業者の参加拡大や活動内容の評価など
・区役所職員の地域コーディネート機能
・市民同士の協働・連携に向けた行政の役割

情報
・オープンデータを活用した地域課題の解決促進ツールやICTを活用した情報発信・交流プラットフォーム
・地域や活動団体などと連携したシステム構築の進め方

中間支援機能・組織
・区レベルでの中間支援組織のあり方
・各区まちづくり推進組織のあり方、課題の整理

資金
・寄付や会費や収益事業など、行政以外の多様な資金調達の手法
・クラウドファンディング、市民ファンドなど

集約

委員会 報告書

提言１
「協働・連携のあり方に関する提言」

なぜ、いま協働なのかと言った協働の意義や必要性を確認し、協働の対象や定義などを明らかにしたうえで、今後の市の協働に関する基本的な方向性を示す。

提言２
「今後の協働・連携に関する施策推進に向けた提言」

川崎市の今後の協働施策の推進に向けて、必要な視点などを明らかにし、短期的に取り組むべき事項や長期的に取り組むべき方向性を示す。

反映

反映

川崎市

協働・連携の基本方針策定

【時期】
H27年度末を予定
【位置付け】
今後の協働に関する市としての基本的な考え方を示すもの
【見出しイメージ】
・協働の対象、定義
・協働を進めるに当たっての基準
・協働を推進するための環境整備の方向性
・ロードマップ
など

協働・連携に関する施策推進

「協働・連携に関する基本方針」に基づき、H28以降に具体的な施策を推進する。

【具体的な施策の例（イメージ）】
・ICTを活用した情報プラットフォームの構築
・人材マッチング事業
・協働・連携を進めるためのマニュアルの作成
など

関連

連携・情報共有

庁内検討体制その他各所管課による関連トピック

◎協働・連携に関する庁内検討会議（行政委員会を除いた各局・区）
●「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の検討（H26年度末策定予定）
○新たな区役所のあり方の検討（新たな区役所像の検討）
○「新たな総合計画」の検討（H27年度末策定予定）
○「行財政改革に関する計画」の検討（H27年度末策定予定）